

島根県報

号外第一一八号

平成十五年十月二十四日

(金曜日)

目 次

選管告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙のポスターを掲示することができる日
- 衆議院小選挙区選出議員選挙のポスターを掲示することができる区画の数
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十五年十一月九日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成十五年十月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成十五年十月二十八日

島根県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十五年十一月九日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成十五年十月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 一 島根県第一区 区画の数 八
- 一 島根県第二区 区画の数 八

島根県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十五年十一月九日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成十五年十月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年十月二十七日
- ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年十一月九日
- 登録を行う日 平成十五年十月二十七日
- 縦覧期間 平成十五年十月二十八日から平成十五年十月二十九日まで

平成十五年十月二十四日印刷
平成十五年十月二十四日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学館南町

松江学館南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)